



発行 新潟県
号外 2
平成28年 9 月29日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 63 新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則（福祉保健課）
- 64 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（医務薬事課）
- 65 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（基幹病院整備室）
- 66 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

訓 令

- 18 新潟県魚沼基幹病院事業財務規則による帳票その他の書類の様式指定の一部改正（福祉保健課）

公安委員会規則

- 11 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）

規 則

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第63号

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章の表示に下線が引かれた章（以下「追加章」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章の表示及び追加章を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県基幹病院事業財務規則</u>	<u>新潟県魚沼基幹病院事業財務規則</u>
目次	目次
第1章～第6章（略）	第1章～第6章（略）
<u>第6章の2 報告セグメント（第146条の2）</u>	
第7章・第8章（略）	第7章・第8章（略）
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この規則は、 <u>新潟県基幹病院事業</u> の財務に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>新潟県魚沼基幹病院事業</u> の財務に関し必要な事項を定めるものとする。
（用語の意義）	（用語の意義）
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 事業 <u>新潟県基幹病院事業</u> をいう。	(1) 事業 <u>新潟県魚沼基幹病院事業</u> をいう。
(2)～(12)（略）	(2)～(12)（略）
（出納取扱金融機関）	（出納取扱金融機関）
第3条 知事は、事業に係る金銭の収納及び支払の事務又はその一部を取り扱わせるため <u>新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関</u> （以下「出納店」という。）を指定するものとする。	第3条 知事は、事業に係る金銭の収納及び支払の事務又はその一部を取り扱わせるため <u>新潟県魚沼基幹病院事業出納取扱金融機関</u> （以下「出納店」という。）を指定するものとする。
2・3（略）	2・3（略）
第146条 （略）	第146条 （略）
<u>第6章の2 報告セグメント</u>	
（報告セグメントの区分）	
第146条の2 <u>報告セグメント（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第40条第1項に規定する報告セグメントをいう。）の区分は、次に掲げるとおりとする。</u>	
(1) <u>魚沼基幹病院</u>	
(2) <u>県央基幹病院</u>	
(3) <u>本庁</u>	

第158条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
第33条第3項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料に関しては、新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の規定を準用する。この場合において、同規程第4条第1項中「新潟県病院局財務規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第5号）第28条」とあるのは、「新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）第38条第1項」と読み替えるものとする。

別表第2（第24条関係）

基幹病院事業会計勘定科目
（略）

第158条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
第33条第3項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料に関しては、新潟県病院局行政財産使用料徴収に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第18号）の規定を準用する。この場合において、同規程第4条第1項中「新潟県病院局財務規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第5号）第28条」とあるのは、「新潟県魚沼基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）第38条第1項」と読み替えるものとする。

別表第2（第24条関係）

魚沼基幹病院事業会計勘定科目
（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第64号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（麻薬小売業者間譲渡許可申請の添付書類）</p> <p>第3条の2 <u>省令第9条の2第1項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可を受けようとする者が共同して提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 各麻薬業務所の分布状況を表示した地図</u> <u>(2) 各麻薬業務所間の距離及びその移動に要する時間を記載した一覧表</u> <u>(3) その他知事が必要と認める書類</u></p> <p style="text-align: center;">（麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届の添付書類）</p> <p>第3条の3 <u>省令第9条の2第7項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者がそれ以外の麻薬小売業者と共同して提出する届出書には、前条各号に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付）</p> <p>第3条の4 <u>省令第9条の2第10項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付の申請は、別記第3号様式の2によるものとする。この場合において、当該申請が麻薬小売業者間譲渡許可書の毀損に係るものであるときは、当該毀損した麻薬小売業者間譲渡許可書を添付しなければならない。</u></p> <p>第3条の5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（書類の提出）</p> <p>第27条 <u>法、政令、省令、条例又はこの規則（以下「法令等」という。）の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る書類を除く。）は、正副2通とし、所轄保健所長を経由</u></p>	<p>第3条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付）</p> <p>第3条の2 <u>省令第9条の2第10項の規定による麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付の申請は、別記第3号様式の2によるものとする。</u></p> <p>第3条の3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（書類の提出）</p> <p>第27条 <u>法、政令、省令、条例又はこの規則（以下「法令等」という。）の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。</u></p>

して提出しなければならない。 2 (略)	2 (略)
第 3 号様式の 2 (第 3 条の 4 関係) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書 (略)	第 3 号様式の 2 (第 3 条の 2 関係) 麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書 (略)
第 3 号様式の 3 (第 3 条の 5 関係) 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届 (略)	第 3 号様式の 3 (第 3 条の 3 関係) 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 9 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第65号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則</u>	<u>新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この規則は、 <u>新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例</u> （平成21年新潟県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に伴い、 <u>条例別表第 1 に掲げる病院</u> （以下「病院」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この規則は、 <u>新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例</u> （平成21年新潟県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に伴い、 <u>新潟県立魚沼基幹病院</u> （以下「病院」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正（「新潟県立魚沼基幹病院」を「条例別表第 1 に掲げる病院」に改める部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第66号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(480)の2 (略) (480)の3 特定用途誘導地区における建築物の <u>容積率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料</u> (480)の4～(585) (略)	別表（第2条関係） (1)～(480)の2 (略) (480)の3 特定用途誘導地区における建築物の 高さの特例許可申請手数料 (480)の4～(585) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第18号

本 庁

新潟県魚沼基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）による帳票その他の書類の様式（平成21年11月新潟県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

平成28年 9 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県基幹病院事業財務規則</u>（平成21年新潟県規則第56号）による帳票その他の書類の様式は、次に定めるもののほか、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号）及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の例によるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第1号様式（第9条関係） 予算執行決裁簿 <u>新潟県基幹病院事業会計</u> （略）</p> <p>第2号様式（第17条関係） 収入伝票（出納票） <u>新潟県基幹病院事業会計</u> （略） 収入伝票（内訳票） <u>新潟県基幹病院事業会計</u> （略） 収入伝票（予算票） <u>新潟県基幹病院事業会計</u> （略）</p> <p>第3号様式（第17条関係） 支払伝票（出納票） <u>新潟県基幹病院事業会計</u> （略） 支払伝票（内訳票） <u>新潟県基幹病院事業会計</u> （略） 支払伝票（予算票） <u>新潟県基幹病院事業会計</u> （略）</p>	<p><u>新潟県魚沼基幹病院事業財務規則</u>（平成21年新潟県規則第56号）による帳票その他の書類の様式は、次に定めるもののほか、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号）及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の例によるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第1号様式（第9条関係） 予算執行決裁簿 <u>新潟県魚沼基幹病院事業会計</u> （略）</p> <p>第2号様式（第17条関係） 収入伝票（出納票） <u>新潟県魚沼基幹病院事業会計</u> （略） 収入伝票（内訳票） <u>新潟県魚沼基幹病院事業会計</u> （略） 収入伝票（予算票） <u>新潟県魚沼基幹病院事業会計</u> （略）</p> <p>第3号様式（第17条関係） 支払伝票（出納票） <u>新潟県魚沼基幹病院事業会計</u> （略） 支払伝票（内訳票） <u>新潟県魚沼基幹病院事業会計</u> （略） 支払伝票（予算票） <u>新潟県魚沼基幹病院事業会計</u> （略）</p>

第4号様式 (第17条関係)

振替伝票 (借方票)

新潟県基幹病院事業会計

(略)

振替伝票 (貸方票)

新潟県基幹病院事業会計

(略)

振替伝票 (予算票)

新潟県基幹病院事業会計

(略)

第7号様式 (第22条、第26条関係)

総勘定元帳

新潟県基幹病院事業会計

(略)

第8号様式 (第27条関係)

固定資産原簿 (保管台帳)

新潟県基幹病院事業会計

(略)

第9号様式 (第27条関係)

固定資産原簿 (減価償却累計額明細表)

新潟県基幹病院事業会計

(略)

第12号様式 (第35条関係)

(その1)

新潟県基幹病院事業会計 (略)

(その2)

新潟県基幹病院事業会計 (略)

第13号様式 (第40条関係)

収納通知書

(略)

新潟県基幹病院事業会計

(略)

新潟県会計管理者 印

新潟県基幹病院事業出納取扱金融機関 様

第14号様式 (第44条関係)

(略)

新潟県

第4号様式 (第17条関係)

振替伝票 (借方票)

新潟県魚沼基幹病院事業会計

(略)

振替伝票 (貸方票)

新潟県魚沼基幹病院事業会計

(略)

振替伝票 (予算票)

新潟県魚沼基幹病院事業会計

(略)

第7号様式 (第22条、第26条関係)

総勘定元帳

新潟県魚沼基幹病院事業会計

(略)

第8号様式 (第27条関係)

固定資産原簿 (保管台帳)

新潟県魚沼基幹病院事業会計

(略)

第9号様式 (第27条関係)

固定資産原簿 (減価償却累計額明細表)

新潟県魚沼基幹病院事業会計

(略)

第12号様式 (第35条関係)

(その1)

新潟県魚沼基幹病院事業会計 (略)

(その2)

新潟県魚沼基幹病院事業会計 (略)

第13号様式 (第40条関係)

収納通知書

(略)

新潟県魚沼基幹病院事業会計

(略)

新潟県知事 印

様

第14号様式 (第44条関係)

(略)

新潟県

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 基幹病院事業会計 </div>
<p>第16号様式 (第53条関係)</p> <p style="text-align: center;">支出決議書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新潟県基幹病院事業会計 </div>
<p>第17号様式 (第58条、第59条関係)</p> <p style="text-align: center;">集合支払依頼書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新潟県基幹病院事業会計 (略) </div> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">集合支払依頼書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新潟県基幹病院事業会計 (略) </div> <p>(略)</p>
<p>第18号様式 (第70条、第100条関係)</p> <p style="text-align: center;">小切手等未払額報告書</p> <p>(略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新潟県基幹病院事業会計</div></p>
<p>第19号様式 (第71条関係)</p> <p>(略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新潟県基幹病院事業会計 </div> </div> <p>(略)</p>
<p>第21号様式 (第79条関係)</p> <p>(略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新潟県基幹病院事業会計 </div> </div> <p>(略)</p>

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 魚沼基幹病院事業会計 </div>
<p>第16号様式 (第53条関係)</p> <p style="text-align: center;">支出決議書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新潟県魚沼基幹病院事業会計 </div>
<p>第17号様式 (第58条、第59条関係)</p> <p style="text-align: center;">集合支払依頼書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新潟県魚沼基幹病院事業会計 (略) </div> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">集合支払依頼書</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新潟県魚沼基幹病院事業会計 (略) </div> <p>(略)</p>
<p>第18号様式 (第70条、第100条関係)</p> <p style="text-align: center;">小切手等未払額報告書</p> <p>(略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新潟県魚沼基幹病院事業会計</div></p>
<p>第19号様式 (第71条関係)</p> <p>(略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新潟県魚沼基幹病院事業会計 </div> </div> <p>(略)</p>
<p>第21号様式 (第79条関係)</p> <p>(略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新潟県魚沼基幹病院事業会計 </div> </div> <p>(略)</p>

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年9月29日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後			改正前		
(警務課) 第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(18) (略) <u>(19) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律</u> <u>(平成28年法律第73号) 第3条に規定する国</u> <u>外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u> (20) (略)			(警務課) 第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(18) (略) (19) (略)		
別表第1 (第39条関係)			別表第1 (第39条関係)		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
警務課	(略)	第5条第16号から第19号までに掲げる事務	警務課	(略)	第5条第16号から第18号までに掲げる事務
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。